

平成 23 年 12 月 1 日

各中学校校長様

桜の聖母学院高等学校
校 長 伊達 幸子

**東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる
被災・避難生徒のための「3・11 奨学資金」について（周知依頼）**

晩秋の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。本校教育につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災により被害を受けた生徒および原子力発電所事故により避難を余儀なくされた生徒に対する支援として、本校では、「3・11 奨学資金」を設立し、現在 9 名の生徒の授業料等の教育支援を行なっております。

さらに、平成 24 年度入学者においても下記の支援をしてまいりますので、本校受験希望者、入学希望者に対し、広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、入学検定料につきましては、下記の項目に該当する生徒については、中学校校長許可のもと「入学検定料免除」を申請していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 入学検定料（受験料）の免除

願書提出時に、「入学検定料免除申請書」を提出してください。（別紙）

（対象生徒）

- （1） 激甚災害により家計支持者が死亡または行方不明となっている家庭の生徒
- （2） 激甚災害により家屋等に著しい被害があった家庭の生徒
（半壊・全壊が確認できる罹災証明書添付）
- （3） 東京電力福島第一原子力発電所から 30km 以内で避難している家庭の生徒
- （4） 計画的避難区域に指定された地域の住民で避難している家庭の生徒
- （5） 緊急時避難準備区域に指定された地域の住民で避難している家庭の生徒

2. 入学金、施設充実費、授業料等の減免による経済的支援

東日本大震災に伴う桜の聖母学院中学・高等学校の「3・11 奨学資金」に関する規定によります。（入学手続きと同時に申請していただき、審査後に決定します。）

3. 桜の聖母学院中学・高等学校「3・11 奨学資金」の手続き

入学前のオリエンテーションで「3・11 奨学資金 申請書」を配布します。入学式当日に担任に提出してください。審査のうえ、支援額を決定します。

なお、支援期間は 1 年間とします。この奨学金は原則として返済の義務はありません。

（申請書類）

- ① 東日本大震災に伴う桜の聖母学院中学・高等学校「3・11 奨学資金 申請書」
（本校指定）
- ② 罹災証明書（被災証明書）または失職等を明らかにする証明書

（担当：教頭 落合 024-535-3141）